

## 令和元年度 泉佐野市こども食堂運営業務委託仕様書

### 1 業務名 令和元年度泉佐野市こども食堂運営業務委託

### 2 業務概要

子どもが安心して過ごすことのできる居場所として「こども食堂」を開催し、食事提供、学習支援、体験型プログラムを企画・運営する業務全般を委託する。

併せて、市内でこども食堂に取り組む団体間の連携を図るため「泉佐野市こども食堂ネットワーク」の事業の一部を委託する。

### 3 法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、個人情報保護法・地方自治法・泉佐野市条例等の関連法令を遵守すること。

### 4 業務履行期間 令和元年7月1日から令和2年3月31日

### 5 業務内容

#### 5-1 「こども食堂」の企画・運営

受注者は、次の内容を踏まえて令和元年7月から令和2年3月までの間、切れ目なく開催すること。特に、食中毒や食物アレルギー等への対策を含むこどもの安全管理・安全確保を徹底して実施すること。

なお、参加人数や家庭への緊急連絡先を把握するため事前申込制を基本とする。

#### (1) 開催場所及び内容

##### (ア) 泉佐野ふるさと町屋館（泉佐野市指定文化財「旧新川家住宅」）

- ・市文化財の特長を活かした学習支援及び体験型プログラム等を実施すること。
- ただし、プログラムの企画に際しては、別紙1の記載事項に留意すること。

##### (イ) 上記（ア）以外の場所でのこども食堂の開催

- ・子どもの居場所として適切な施設で継続してこども食堂を開催すること。

#### (2) 開催周知

受注者は、プログラムの内容、日時、場所等を記載したチラシ等を作成し、学校等関係機関を通じて配布するなどこども食堂の開催を周知すること。食事やおやつを提供する場合は、アレルギー特定原材料等を明確に表示して周知すること。

#### (3) 食事提供

受注者は、適切な衛生管理のもとで調理された食事やおやつを提供すること。その際、栄養バランスにも充分配慮すること。

また、本市が「食糧等分配支援事業に関する協定書」を締結している大阪いずみ市民

生活協同組合の他、フードバンクや民間企業等からの提供食材を積極的に活用すること。

#### (4) 生活習慣の習得促進及び自主学習の支援

受注者は、子どもが基本的な生活習慣を習得できるようプログラムを企画すること。

特に、子どもの自主学習については重点的に支援すること。

#### (5) 生活相談

受注者は、子どもや保護者の生活上の課題やニーズを把握し、適切なアドバイスや情報提供を行うほか、必要に応じて発注者及び関係機関との連絡調整を行うこと。

#### (6) 費用の徴収

食事代については、中学生まで無料とし、その他の参加者からは実費相当額の徴収を可とする。また、子どもが各種プログラムで使用する材料代については、実費分を参加費として徴収してもよいが、少額となるよう工夫すること。

#### (7) 調査研究

受注者は、上記(1)から(4)に関して、利用者及び従事者等にヒアリングやアンケートによる調査を行い、利用ニーズや運営課題等を分析し、報告書にまとめること。

### 5-2 泉佐野市こども食堂ネットワーク事業の実施

泉佐野市こども食堂ネットワーク設置要綱(別紙2)に基づく事業を市と連携して実施すること。

(1) こども食堂運営団体が抱える課題の解決を目的とした会議及び研修会の企画・運営

(2) こども食堂に対する寄附物品の受付及び各団体への分配

(3) こども食堂で使用する物品の共同購入及び各団体への分配

### 5-3 コーディネーターの配置

受注者は、本業務を統括するコーディネーターを配置すること。なお、コーディネーターに係る人件費については、価格提案の1/2以内とすること。

### 5-4 その他留意事項

受注者は、本業務を実施するにあたり、民間団体やNPO等ボランティアとの連携を積極的に図り、効率的かつ効果的な運営に努めること。

## 6 業務の基本事項

上記5に定める業務のほか、業務における基本事項は次のとおりとする。

### (1) 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の適正管理に関して泉佐野市個人情報保護条例の規定を遵守し、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (2) 守秘義務

受注者は、業務の遂行にあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。委託期間が終了した後も同様とする。

## (3) 文書の管理保存

委託業務上作成し、または取得した文書、図書、写真及び電磁的記録（以下「管理文書」という。）は、泉佐野市文書管理規程を参考に、適正に管理・保存すること。なお、管理文書については、委託期間終了時に発注者の指示に従って引き渡しを行うこと。

## (4) 地域・関係機関等の連携・協力

受注者は、利用者、地域住民、団体等と良好な関係を構築して業務を遂行し、従事者に対してもこの旨適切な指導を行うこと。

## (5) 障害を理由とする差別の解消について

受注者は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の趣旨を理解し、合理的配慮の提供及び障害に関する理解の向上に努めた業務運営を行うこと。

## (6) 暴力団等の排除について

受注者は、暴力団等の排除に関して泉佐野市暴力団排除条例の規定を遵守すること。

また、再委託契約等の締結にあたっては、本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

## (7) 環境への配慮

受注者は、本業務を行うにあたり市の環境方針を遵守し、省エネルギー、CO2削減等環境への負荷軽減について積極的に取り組むこと。

## (8) 経費の節減

受注者は、効率的な業務運営を心掛け、経費節減に努めること。

## (9) 安全面の配慮

受注者は、利用者の安全に最大限の配慮を行うこと。

また、開催場所周辺で不審者等を発見した場合は、発注者及び警察等関係機関に通報すること。

## 7 本業務委託に要する経費

委託料の上限額は、4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、このうち上記5-2に係る費用の上限は250,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 8 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の実施状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者はこれに従わなければならない。

## 9 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に関して発注者と連携を密にし、必要に応じて協議すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

## 10 提出物

受注者は、下記のとおり最終的な開催実績や調査結果等をまとめた実施報告書を作成し、提出すること。

### (1) 「泉佐野市こども食堂運営業務」実施報告書

#### ①こども食堂開催に係る項目

- ・利用者数、所属・年齢、家庭の状況等
- ・利用者への対応状況等
- ・こども食堂の課題や効果的な支援の方策等

#### ②こども食堂ネットワーク事業に関する項目

- ・取組みの実施状況等

#### ②委託業務全般に係る項目

- ・運営体制（従事者、収支等）
- ・他団体やボランティアとの連携状況

### (2) 提出先 泉佐野市こども部子育て支援課

### (3) 提出期限 令和2年3月末日

### (4) 著作件等

本業務委託に伴い新たに発生した著作権及び使用权については、発注者に帰属するものとし、成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受注者においてこの使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

泉佐野ふるさと町屋館（泉佐野市指定文化財「旧新川家住宅」）の活用に係る留意事項

1 泉佐野市指定文化財「旧新川家住宅」について

- (1) 所在地 泉佐野市本町5番29号
- (2) 指定管理者 特定非営利活動法人泉州佐野にぎわい本舗

2 使用等について

受注者は、泉佐野市指定文化財旧新川家住宅条例及び同条例施行規則に基づき使用等に係る協議を指定管理者と行うこと。

3 プログラムの企画・実施について

- (1) 受注者は、旧新川家住宅が泉佐野市指定文化財であることをふまえ、その特長を活かしたプログラムを企画し、適切な配慮のもとプログラムを実施すること。
- (2) 受注者は、旧新川家住宅には厨房設備がないことを踏まえてプログラムを企画・実施すること。
- (3) 本業務遂行上、万一、施設に毀損を与えた場合、受注者の責任において誠実に対処すること。

泉佐野市こども食堂ネットワーク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉佐野市内でこども食堂を運営する個人又は団体(以下「運営者」という。)が情報を交換し、交流することにより、市域全体でこども食堂の取組みを推進することを目的とする。

(事業)

第2条 ネットワークは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市及び運営者との連携体制を構築するため、定期的に連絡会議を開催すること。
- (2) 市民等へこども食堂に関する情報を提供すること。
- (3) こども食堂に対する寄附物品を受け付け、運営者に分配すること。
- (4) 前各号を推進するために、関係機関及び関係団体との連携を図ること。
- (5) 前各号に掲げる事業のほか、こども食堂の取組みを推進するために必要な事業を行うこと。

2 前項に規定する事業は、一部を委託して実施することができる。

(構成員)

第3条 ネットワークは、泉佐野市内でこども食堂を運営する個人又は団体等で構成する。

(事務局)

第4条 ネットワークの事務局は、泉佐野市こども部子育て支援課とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。